（消防ポンプ自動車の機関）

第九条　消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の内燃機関は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　冷却装置は、次に掲げるところによること。

イ　水冷式の冷却装置は、次によること。

(1)　冷却水の漏出により気化器及び電気装置が濡れない構造であること。

(2)・(3)　略

ロ　略

二～七　略

八　内燃機関の回転速度を制限する装置（以下「ガバナ」という。）が設けられていること。

九　内燃機関の回転速度を調節する装置（以下「スロットル」という。）がポンプの圧力計測装置を監視しながら操作できる位置に設けられていること。

十　内燃機関の騒音により消防活動に支障が生じないように消音装置が設けられていること。

2　消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の電動機については、前項各号（第一号イ(1)、第二号から第七号まで及び第十号を除く。）を準用するほか、次の各号に適合するものでなければならない。

一　水冷式の冷却装置は、冷却水の漏出により電気装置が濡れない構造であること。

二　電動機駆動用の蓄電池は、次に掲げるところによること。

イ　蓄電池の充電の残量を指示できる指示計が設けられていること。

ロ　蓄電池の容量は、第二十一条に規定する規格放水性能で一時間以上の連続放水運転ができる容量であること。

ハ　蓄電池の温度を使用温度範囲に調整する機能を有するものにあつては、周囲の環境により機能に支障が生じないものであり、かつ、電動機の作動を妨げないものであること。

三　電動機駆動用以外の用途に用いる蓄電池にあつては、当該用途に用いるために十分な容量を有するものであること。

四　電動機駆動用及びそれ以外の双方の用途に用いる蓄電池にあつては、第二号ロ及び前号に規定する容量を合計した容量を有するものであること。

3　消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の機関のうち、内燃機関及び電動機を併用するものについては、第一項第三号ニ及び前項第二号ロの規定は、適用しない。この場合において、内燃機関の燃料タンク及び電動機の蓄電池の容量については、当該内燃機関及び当該電動機を併用することにより、第二十一条に規定する規格放水性能で一時間以上の連続放水運転ができるものでなければならない。

（可搬消防ポンプの機関）

第十三条　可搬消防ポンプの内燃機関は、第九条第一項各号（第一号イ(2)及び(3)、第二号ロ、第三号ハ及びニ並びに第六号を除く。）に適合するほか、次の各号に適合するものでなければならない。

一～三　略

2　可搬消防ポンプの電動機は、第九条第二項（第二号ロ、第三号及び第四号を除く。）の規定に適合するほか、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、この場合において第九条第二項中「前項各号（第一号イ(1)、第二号から第七号まで及び第十号を除く。）」とあるのは「前項各号（第一号イ、第二号から第七号まで及び第十号を除く。）」と読み替えるものとする。

一　電動機駆動用の蓄電池の容量は、第二十一条に規定する規格放水性能で三十分間以上の連続放水運転ができる量であること。

（消防ポンプ自動車の機関）

第九条　消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の機関は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　［同上］

イ　［同上］

(1)　冷却水の漏出により気化器及び電気装置がぬれない構造であること。

(2)・(3)　同上］

ロ　同上］

二～七　同上］

八　機関の回転速度を制限する装置（以下「ガバナ」という。）が設けられていること。

九　機関の回転速度を調節する装置（以下「スロットル」という。）がポンプの圧力計測装置を監視しながら操作できる位置に設けられていること。

十　機関の騒音により消防活動に支障が生じないように消音装置が設けられていること。

［新設］

［新設］

（可搬消防ポンプの機関）

第十三条　可搬消防ポンプの機関は、第九条第一項各号（第一号イ(2)及び(3)、第二号ロ、第三号ハ及びニ並びに第六号を除く。）に適合するほか、次の各号に適合するものでなければならない。

一～三　同上］

［新設］